

小児病院の地域母子保健へのかかわりに関する調査

(分担研究課題 小児病院の地域保健に対する支援体制に関する研究)

小宮 弘毅

＜要約＞都道府県立の独立型小児病院（13病院）に対し、地域母子保健へのかかわりに関するアンケート調査を行った。

大部分の病院は乳幼児健診二次健診、退院患者の継続看護、保健婦等の研修など地域との連携による活動を行っており、また、専門病院として先天性代謝異常等検査事業や神経芽細胞腫検査事業の精検を行っているが、新しい母子保健体系の中での都道府県の役割を考えると小児病院の地域保健支援の一層の強化が必要と考えられ、周産期医療部門の整備、思春期医療への取り組みも必要と考えられた。

見出し語：小児病院、地域母子保健支援

1. 目的と方法

平成9年4月からの母子保健法（平成6年改正）の全面施行を控え、都道府県立小児病院が地域での母子保健活動にどのようにかかわっているか、また、今後どのような取り組みを考えているかを知るため、独立型の都道府県立小児病院にアンケート調査を行った。

対象は13病院で、調査は平成8年7月に郵送により実施した。

2. 結果

13病院中12病院から回答が寄せられた。結果は表1の通りである。

改正母子保健法の施行に向けては、回答のあったすべての都道府県で検討が進められているが、都道府県レベルでの検討に小児病院から参加しているところは半数であった。また、小児病院内でこの問題について検討しているところは4病院であった。

地域保健とのかかわりの現状では、乳幼児健診の二次健診には大部分（10/12）の病院がかかわっており、退院患者の継続看護のための地域との連携や保健婦等の研修も半数以上で行われた。先天性代謝異常等検査事業、神経芽細胞腫検査事業における精検は当然ながら専門病院として大部分で行われていた。

地域保健担当部門を設置しているところは12病院中9病院あったが、多くは退院患者への対応が主な業務で、全県的な調査、企画機能を持っているところは1カ所だけであった。保健婦を配置しているのは半数に過ぎなかった。

地域母子保健活動への今後の支援については、10病院が支援強化を目指しているとは回答したが、5病院は専門的業務についての支援強化を目指しているとしていた。

周産期医療についてはすでに周産期医療部門を整備しているところは4病院であったが、他はすべて計画中または検討中であった。

平成8年度から始まった周産期医療対策整備事業（厚生省事業）の都道府県における総合周産期母子医療センターとして小児病院を位置づけているところは1カ所だけで、8カ所は検討中との回答であった。

思春期医療に関しては診療単位として実施していると答えたのは2病院で、いずれも精神科の中で実施しているとのことであった。その他の病院でも重要性は認識しており、ぜひ実施したいとの意向であった。

3. 考察

改正母子保健法が平成9年4月から施行され、それに伴う乳幼児健診等の市町村への移譲や都道府県の役割については、当然、すべての都道府県で検討されている。この検討に小児病院から参加しているのは半数で、さらに、改正母子保健法に関連して小児病院の役割等について検討しているところは4病院に過ぎなかった。このことは、小児病院では母子保健法改正を直接、病院に関係のあることと受けとめていないところが少なくないのではないかと危惧される。

小児病院では乳幼児二次健診への参加や退院患者の継続看護、保健婦等の研修、さらに専門病院の医療として先天性代謝異常等検査事業、神経芽細胞腫検査事業の精検などにかかわっており、地域との窓口となる担当部門をも受けているところも多い。都道府県が新しい母子保健体系の中で担う役割を考えると、都道府県立小児病院は地域保健でも大きな期待が寄せられると考えられる。今後の地域保健への支援強化を考えているところも少なくないことから、ぜひ、地域母子保健への積極的な取り組みを期待したい。

周産期医療部門の整備は小児病院にとって必須と考えられ、設置されているのは4病院であるが、それ以外はすべて設置を目指して計画・検討が進められていた。早期の実現を期待したい。

思春期医療については診療単位として実施しているところは少なかったが、必要性は強く認識されており、思春期保健の充実のためにもぜひ必要と考えられた。

4. まとめ

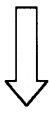
都道府県立の独立型小児病院に対し、地域母子保健へのかかわりについてアンケート調査を行った。

小児病院は地域母子保健に対し乳幼児健診の二次健診など、種々の支援活動を行っている

が、なお十分とはいえず、改正母子保健法による母子保健体系の中で都道府県の役割とされる各種保健事業に一層の支援活動が求められると考えられた。

表1 小児病院の地域母子保健へのかかわりに関するアンケート調査

1. 対象	都道府県立の独立型小児病院	13病院
2. 実施期間	平成8年8月	
3. 回答	12病院 (92.3%)	
4. 結果		
(1)改正母子保健法の施行（平成9年4月）に向けて		
都道府県での検討		12/12
上記検討への参加		6/12
病院の役割について院内での検討		4/12
(2)地域保健とのかかわり（現状）		
乳幼児健診二次健診		10/12
退院患者の継続看護		7/12
保健婦等の研修		7/12
先天代謝異常等検査事業（精査）		10/12
神経芽細胞腫検査事業（精査）		11/12
その他		
(3)地域保健担当部門について		
ある		9/12
保健婦の配置		7/12
(4)地域母子保健活動への今後の支援について		
母子保健全体についての支援強化		5/12
専門的業務についての支援強化		5/12
スタッフの充実・強化		3/12
地域保健部門の新設		1/12
(5)周産期医療部門について		
周産期医療部門設置		4/12
計画中		3/12
検討中		5/12
(6)周産期医療対策整備事業（厚生省）に関して		
総合周産期母子医療センターとして位置づけ		1/12
検討中		8/12
(7)思春期医療について		
診療単位として実施		2/12
実施していない		10/12
必要性あり		10/12



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



<要約>都道府県立の独立型小児病院(13 病院)に対し,地域母子保健へのかかわりに関するアンケート調査を行った。

大部分の病院は乳幼児健診二次健診,退院患者の継続看護,保健婦等の研修など地域との連携による活動を行っており,また,専門病院として先天性代謝異常等検査事業や神経芽細胞腫検査事業の精検を行っているが,新しい母子保健体系の中での都道府県の役割を考えると小児病院の地域保健支援の一層の強化が必要と考えられ,周産期医療部門の整備,思春期医療への取り組みも必要と考えられた。